

## 県立長崎シーボルト大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県立長崎シーボルト大学学則第4条の規定に基づき県立長崎シーボルト大学附属図書館(以下「図書館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は図書及びその他図書館資料(以下「図書等」という。)の収集、整理、保存、閲覧及び調査等を所掌し、原則として教職員ならびに学生の調査研究に資する。

2 図書等とは、図書、記録及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長(以下「館長」という。)を置く。

2 館長は図書館に関することを統括する。

3 館長の選考は別に定める。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 この委員会に関する必要事項は別に定める。

(利用)

第5条 図書等の利用に関する必要事項は別に定める。

附則

この規程は平成13年11月6日から施行する。